

全国経営協

東日本大震災復興対策委員会

活動情報

No. 2

平成 23 年 12 月 9 日発行
全国経営協事務局

1. 宮城県で現地説明・相談会を開催

11 月 28 日（金）、全国経営協では厚生労働省東北厚生局並びに独立行政法人福祉医療機構との共催により標記説明・相談会を宮城県仙台市にある厚生労働省東北厚生局会議室において開催した。今回の説明会は、東日本大震災により大きな被害を受けた東北 3 県に所在する社会福祉法人・福祉施設を対象として開催、20 法人を超える多くの参加を得た。

説明会の開会にあたって 藤木則夫 東北厚生局長は、「今なお多くの高齢者や障害者、保育を必要とする子どもたちが非常に困難な状況のなかで生活しており、一日も早い福祉・医療体制の復興を果たしていく必要があると考えている。現在、福祉施設の復旧について国庫補助の査定業務を局をあげて進めているところであるが、引き続き厚生局としても最大限の取り組みを図って参りたい」と述べた。

つづいて、同厚生局の陞本英俊 総務管理官から先に成立した平成 23 年度第三次補正予算並びに平成 24 年度予算概算要求の概要等について配布資料（東北 3 県所在の会員法人に同封）に沿って説明が行われた。とくに、計 6,534 億円に及ぶ平成 23 年度厚生労働省第三次補正予算について陞本総務管理官は、地域での暮らしの再生として計上された①地域包括ケアの再構築（介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し（被災県））119 億円、②地域の「絆」の再構築等（緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の積み増し（全国））202 億円について触れ、災害復旧費補助金は被災した施設を被災前の状況に戻すことを原則としていることから、こうした基金をも法人の創意工夫をもって積極的に活用していくことが必要であるとの考えを示した。その上で、まずはこれからの事業展開、あり方について地元自治体との協議を進めていただきたいと述べた。また、被災地における子どもの心の問題への対応等を図るため、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所に「東日本大震災中央子ども支援センター」を、厚生労働省雇用均等・児童家庭局には「東日本大震災の被災地子ども支援室」を設置したことが報告された。

なお、第三次補正予算などの詳細については、同封の資料集等をご参照いただきたい。

また、社会福祉法人みずほ理事・特別養護老人ホームうらやすの佐々木恵子施設長から、被災してからこれまでの復興に向けた取り組み状況とともに、全国経営協の活動について菊池繁信 保育所経営に関する委員会委員長からそれぞれ説明した。

独立行政法人福祉医療機構の秋山寛 福祉貸付部長からは、同機構による東日本大震災にかかる被災施設等への災害復旧資金融資の概要とともに、第三次補正予算によって拡充措置が図られた設置・設備資金（復興のための資金）※等について説明された。

※ 設置・設備資金（復興のための資金）

- 市町村等の復興計画を踏まえ、小規模の社会福祉施設を新設する事業
 - ・利率 i 無利子期間：当初 5 年間
 - ii 6, 7 年目：通常金利より優遇

本会では、今後も必要に応じて現地説明・相談会を開催するとともに、既報のとおり宮城県内での情報交換会を12月19日（月）に登米市の「ホテルニューグランヴィア」で開催する予定としており、全国経営協からは武居敏副会長が出席する。

2. 「被災者の心のケア」（第3次補正）について

厚生労働省は、先般成立した本年度第3次補正予算において、東日本大震災の復興対策として被災者の心のケアに係る事業の経費（28億円）を盛り込んでいる。被災地では、PTSDの症状の長期化、生活への不安等も重なり、うつ病や不安障害が増大することが想定されるため、中長期的な対応とそれを担う人材の確保等が必要になることから、被災県における①地域精神保健活動の継続的な実施、②地域精神医療機能の回復・充実、③心のケアセンター（仮称）整備事業、といった事業を予定している。また、国立精神・神経医療研究センターに「災害時心のケア研究・支援センター」（仮称）を設置する。

① 地域精神保健活動の継続的な実施

従来の精神保健事業を推進しつつ、被災者への長期的支援を行うチームを保健所等に設置することにより、住民の心のケアに重点を置く。精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、作業療法士等を全国から募集。

② 地域精神医療機能の回復・充実

震災により病院機能休止等した機能を補完し、地域精神科医療の充実を図る。従来の精神科医療としての被災した精神障害者等への訪問診療、訪問看護に加え、被災した精神障害者はもとより医療的支援が必要な被災者へ訪問診療、訪問看護（仮設住宅等中心）＝震災対応アウトリーチを行う。また、精神科医療体制が著しく不足している地域では、医療機関の代替として仮設の医療機関や保健所等における外来診療、相談を行う（現行の心のケアチームと同様の活動）。

③ 心のケアセンター（仮称）整備事業

東日本大震災における心のケア対策については、強い不安やフラッシュバックなどのPTSD症状等が長期間継続する患者がいることから、

i) 被災県の心のケアセンター（仮称）の設置を支援する

ii) 総合的な調整・助言指導、データ分析を行う全国的な機関として「災害時心のケア研究・支援センター（仮称）」を設置する

ことにより、短期間のみならず中長期的にもPTSD症状や治療内容等の把握や分析を行い、被災3県（岩手・宮城・福島）のメンタルヘルス支援の質の向上に活用するとともに、今後も災害に備える必要があることから、その結果をもとに、全国の災害時における心のケア対応力の向上をめざす。

一方で、被災自治体においては、従来の業務に加えて被災者への支援を引き続き行うことから保健師等の専門職が不足するため、関係団体の協力を得ながら全国から中長期的に支援できる専門職の人材確保を図る「心のケア人材確保ネットワーク」（事務局は、厚生労働省）を設置する。ネットワークは、日本作業療法士会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士会、日本臨床心理士会、日本精神科看護技術協会、全国精神障害者地域生活支援協議会といった職能関係団体により構成され、各団体を通じて活動できる支援者（専門職）の照会や被災県に対する情報提供を行うこととしている。

全国経営協では、社会福祉法人・福祉施設で働いているこうした専門職が、それぞれ所属する職能団体の求めに応じて被災地での支援活動に従事することが可能となるよう、最大限の配慮をいただきたい旨の協力依頼を全国の会員法人に対して行っている。

3. 社会福祉施設等における今冬の電力需給対策について

11月1日に開催された政府の電力需給に関する検討会合において、「今冬の電力需給対策について」が発表され、今夏の電力需給対策の総括と今冬の電力需給見通しおよび対策等が示された。

今冬の電力需給バランスについては、全国的に見れば今夏ほど深刻にはならない見通しであり、節電にあたっては、①電気事業法第27条に基づく電気の使用制限は行わない、②具体的な節電の要請にあたっては、経済活動や国民生活の実態に応じた、きめ細かな対応を求めること等とされている。

《今冬の需給対策》

(1) 東日本

- ① 東北電力管内の予備率は▲3.4%（1月）となるが、被災地の復興需要に配慮し、今夏同様、東京電力及び北海道電力からの融通を最大限活用し、供給力を確保する。
- ② 他方、電力脱落等のリスクに備える必要があること等に鑑み、需要家の方々に対して、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電（具体的には、照明・空調機器等の節電など）を要請する（具体的な数値目標は示さない。）。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。

(2) 中日本

- ① 中西地域全体で見ても予備率が3%に達していないこと、電源脱落などに備える必要があることから、今夏同様、電力会社間の融通を最大限活用するとともに、需要家の方々に自主的な節電を要請する。
- ② 特に、供給力が最大需要見通しを下回る関西電力及び九州電力管内については、ピーク期間・時間帯の使用最大電力（kw）について、今夏の大口需要家・小口需要家・家庭別の需要分析を踏まえ、数値目標を伴うきめ細かな節電要請を行うこととする。その他の電力会社（中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力）管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲でのピーク期間・時間帯の使用最大電力の抑制（kw）（具体的には、照明・空調機器等の節電など）を要請する（具体的な数値目標は示さない。）。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。